

鎌ヶ谷市景観条例(案)に対する パブリックコメント(意見募集)の実施について

1 意見募集の内容

「鎌ヶ谷市景観条例(案)」についての意見

2 趣旨

平成15年に「美しい国づくり政策大綱」が閣議決定され、平成16年に景観法が制定されました。景観法では、市町村が「景観計画」を策定し、景観行政に関し中心的な担い手となるよう「景観行政団体」という概念が導入されました。

鎌ヶ谷市においては、平成23年度から始まった市総合基本計画後期基本計画において、魅力あふれるまちづくりを進めていくための重点政策として、平成24年5月1日に景観行政団体へ移行し、景観法に基づく「鎌ヶ谷市景観計画」を策定し平成26年3月20日に告示をしました。

景観への取り組みは、人口減少到来と言われているこれからの時代に、本市に住みたい、住み続けたいと思われるための施策として、本市の魅力をアピールできることの一つと考えています。

景観計画の策定当初に実施した市民・企業者アンケートでは、「景観への関心度」が高いことや、「景観へのルール作りが必要」との声が多いことから、本市といたしましては、良好な景観の形成を推進することが重要と考え、景観に関する条例を制定しようとするものです。

この条例の制定により、一定規模以上の築造面積の建築物の新築、改築、色彩の変更などは、届出が必要となります。

3 これまでの経過

- 市内の景観資源・建築物等の調査
- 市民・企業意識調査
- 景観行政団体への移行(平成24年5月1日)
- 学識経験者等による鎌ヶ谷市景観形成基本計画策定委員会の設置
- 計画(案)のパブリックコメント
- 都市計画審議会での意見聴取
- 景観計画の告示(平成26年3月20日)

4 募集期間

平成26年8月14日(木)～平成26年9月12日(金)

※平成26年9月12日(金)必着とさせていただきます。

5 閲覧方法

- (1) 鎌ケ谷市ホームページ
- (2) 都市建設部都市計画課都市政策室（市役所本庁舎4階）
- (3) 情報公開コーナー（市役所本庁舎3階）
- (4) 市内公共施設（まなびいプラザ、学習センター（各公民館）、図書館、各コミュニティセンター）

6 ご意見の提出方法

ご意見の提出方法は、住所・氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体及び代表者）を明記の上、次のいずれかの方法でお願いします。

なお、提出する書類については任意ですが、公表資料に意見用紙を用意しておりますのでご使用下さい。

また、ご意見は、公表資料のうち、「鎌ケ谷市景観条例（案）」のものを対象とします。

(1) 郵送の場合

〒273-0195

鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

鎌ケ谷市役所都市建設部都市計画課都市政策室 へ

(2) 持参の場合 鎌ケ谷市役所 4階 都市計画課都市政策室へ

(3) FAXの場合 047-445-1155

(4) 電子メールの場合 tosikei@city.kamagaya.chiba.jp

※お電話等での口頭によるご意見や匿名のご意見は、パブリックコメントの扱いはなりませんのでご注意ください。

7 意見の取り扱いについて

提出されたご意見の概要とご意見に対する市の考え方は、住所、氏名などの個人情報を除いて市のホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係の無いご意見や公表することが不適切な情報を除いたものとします。

また、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

8 問い合わせ先

鎌ケ谷市役所都市建設部都市計画課都市政策室

電話：047-445-1141（代表） 内線445、446